

平成24年7月9日

品川区長 濱 野 健

品川区条例第34号

品川区暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、品川区(以下「区」という。)における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区および区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定めることにより、区民等の安全で平穏な生活を確保することおよび事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団関係者 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

区民等 区民、区内に勤務し、在学し、または滞在する者ならびに区の区域内で事業(その準備行為を含む。以下同じ。)を行う法人その他の団体および個人をいう。

暴力団排除活動 暴力団関係者による不当な行為を防止し、およびこれ

により区民等の生活または区の区域内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

警察等 警視庁、区の区域を管轄する警察署その他関係機関をいう。

行政対象暴力 暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区または区の職員を対象として行う違法または不当な行為をいう。

青少年 18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民等の生活および区の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないことおよび暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等および警察等が相互に連携し、および協力することにより推進するものとする。

(区の責務)

第4条 区は、区民等の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(区民等の責務)

第5条 区民等は、第3条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合は、区または警察等に当該情報を提供すること。

区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、または協力すること。

暴力団排除活動に自主的かつ相互に連携して取り組むこと。

(行政対象暴力に対する区の措置)

第6条 区は、法第9条第15号から第20号までに掲げる行為その他の行政対象暴力を防止し、区の職員の安全および公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第7条 区は、公共工事その他の区の事務または事業の実施により、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとならないよう、区が締結する売買、賃借、請負その他の契約(以下「区の契約」という。)および公共工事における区の契約の相手方と下請負人との契約等の区の事務または事業の実施のために必要な区の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(区が設置する公の施設における措置)

第8条 区長、教育委員会または指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者であって、区が設置する公の施設を管理するものをいう。)は、区が設置する公の施設であって、区長が別に定める施設の利用者または利用者について、当該公の施設の使用または利用(以下「使用等」という。)の目的または内容が、暴力団の活動を助長し、または運営に資することとなるものと認めるときは、当該公の施設の使用等について、当該公の施設の使用等の承認もしくは許可(以下「承認等」という。)をしないこと、または承認等を取り消すことができる。

(警察等への協力要請)

第9条 区は、前3条の措置を講ずるに当たり必要があるときは、警察等に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(広報および啓発)

第10条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報および啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第11条 区は、区民等に対し、区民等が暴力団排除活動に自主的かつ相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

(青少年の教育に対する支援等)

第12条 区は、青少年の教育または育成に携わる者に対し、次項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他必要な支援を行うものとする。

2 青少年の教育または育成に携わる者は、青少年が、基本理念を認識し、暴力団に加入することおよび暴力団員による犯罪の被害を受けることがないよう、指導、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。